

# 生活経済学会 2009 年度 研究大会

## 自由論題 報告要旨

2009 年 6 月 14 日（日）

岡山商科大学

生活経済学会 2009 年度研究大会  
プログラム委員会

## イギリス新労働党の年金改革

山口県立大学 檜原 朗

イギリスの年金制度は「世界で最も複雑な年金制度である」と 2002 年任命の年金委員会がいった。それには幾つかの理由が考えられる。それは、労働党と保守党の政権が交代するごとに、約 10 年ごとに年金制度を改正したことがある。さらに、基礎年金（拠出制）は別として、所得比例年金と職域年金の関係が極めて複雑である。すなわち、職域年金加入者について適用除外(contact out)等を認めたことにある。

その一方で、保守党は年金が財政の時限爆弾となることを恐れ、特に所得比例年金を廃止することを試みたが失敗した。それにかわり政府は年金を圧縮することを試みた。さらに国民保険のリベイトを通じて民間年金産業への移行を奨励した。1986 年の 1986 年の社会保障法につづき、1988 年に個人年金制度が導入された。そして、その結果、ミスセリングのスキャンダルが発生した。

1997 年に政権について新労働党は福祉の問題の根本的解決の必要性を痛感し、1998 年のグリーンペーパーで、書と子比例年金(SERPS)にかわる国家第二年金(S2P)を設けるとした。それによると、低所得者に基礎年金とあわせて十分な総年金所得を維持することを目的とした。さらに、低拠出、低運営費用のステークホルダー年金(任意の補足年金)を設けることとした。

1999 年に「福祉改革と年金法」が成立し、2001 年実施された。

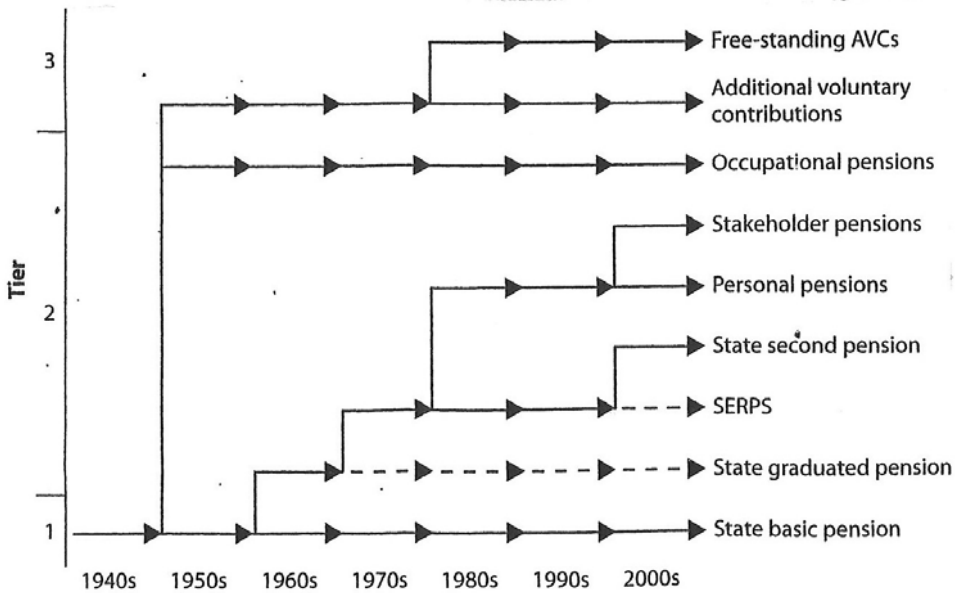
2002 年、労働党政府は「イギリスの私的年金および長期貯蓄の制度を再検討し、現在の任意主義的アプローチを超えて移行しうるかどうかを就労年金大臣に勧告するよう」求めた。一層の拠出の必要性、支給年齢の延長等も求めた。問題は第二報告である。400 頁を超える膨大なものであった。このとき、委員会は付託の条件を変えることに成功した。すでに国民のなかにベヴァリジ報告以後、初めての熱烈な議論が行われていた。第三報告は 45 頁であった。その提案の一つが年金の受給年齢を 67 歳に、そしてさらに 69 歳にすることであった。第二が基礎年金を廃止し、市民年金（居住年数によるもので無拠出）にすることであった。第三が国民長期貯蓄年金制度であった。産業界など各界と国民の殆どは市民年金に賛成した。ジェンダーを問題にする人は皆賛成していた。多くの人は市民年金に移ると考えた。

新労働党の幹部、ことに財務省は大臣のブラウンなど幹部はその計算基礎を含め、実施不能として猛反対した。

政府は 2006 年、260 頁に及ぶホワイトペーパーを発表した。政府は市民年金案を実施できない根拠を示した。手続き的にも不可能であるとした。しかし、その背後の理由は皆働ける人に働いてもらう、すなわち福祉から就労(Welfare to work)が危うくなるであろうことであった。就労不能給付の解決が大問題であった（雇用及び支援手当てにかわる）。そして「働けない人には社会保障を」であった。その代わり基礎年金

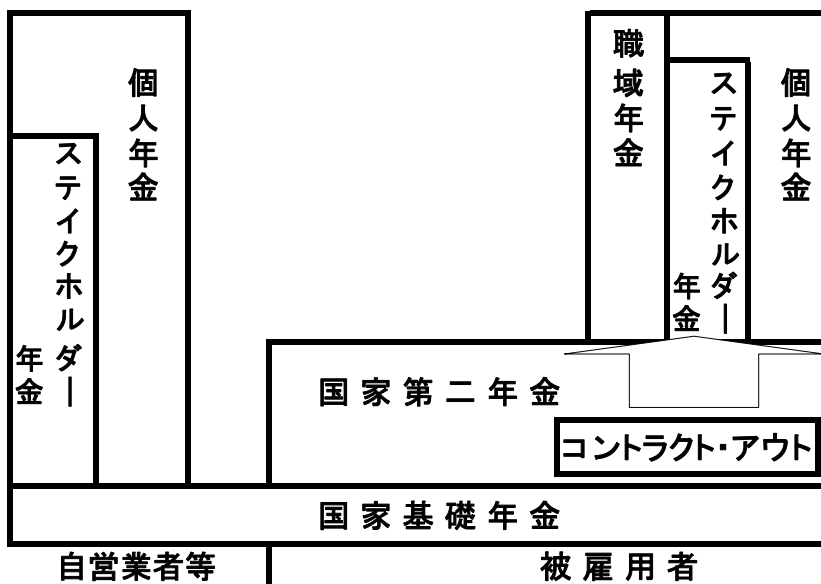
の拠出期間を男女同じの 30 年（これまで男性 44 年、女性 39 年）に減らし、ジェンダーギャップを相当埋めることとした。年金委員会の長期貯蓄年金制度については、その多くを採用、ただ「個人勘定」とした。

法律は 2007 年の年金法として成立し、2008 年年金法は個人勘定の詳細を定めた。



Contract path dependence in UK pensions.

イギリスの個人年金制度(個人勘定以前)



## 世代間均衡の回復と世代間利害対立

### －世代会計による分析－

東北学院大学 佐藤 康仁

現在の財政政策ならびに受益・負担構造を前提とすると、日本には大きな世代間不均衡（世代間格差）があるということが、世代会計による多くの先行研究によって明らかとされている。

報告者自身も2004年基準の世代会計を作成し、1,147.5%もの世代間不均衡が存在するという結果を得ている。これは将来世代が現在世代（2004年生まれ世代）の約12.5倍の生涯純負担に直面するということを意味している。

このような大きな世代間不均衡を生じさせている主な原因は人口動態の変化、すなわち人口高齢化であり、不均衡の解消は容易ではない。

本報告では、世代間不均衡を解消し、世代間均衡を回復するための政策手段について世代会計による分析にもとづいて考察を行う。その際、世代間均衡の回復に伴い個々の世代が直面する追加負担に着目し、「望ましい」世代間均衡回復政策の手段をめぐって世代間で利害対立が生じることを明らかとする。

## 公的介護制度と人口成長率、資本蓄積および経済厚生

石巻専修大学 伊藤 健宏

本論文では、公的介護制度が存在する経済のもとで、その利用者負担率を一定に保ちながら、その財源となる所得税や消費税の税率の変化が人口成長率、物的資本ストックおよび経済厚生にどのような影響を及ぼすのかについて考察する。理論的には所得税率を低くする代わりに消費税率を上げる政策は資本蓄積を大きくする効果を持つ。ただし、その政策は子育て時間に影響を及ぼさないので人口成長率には影響を及ぼさない。さらに数値計算の手法を用いて分析を行った結果、長期的に厚生が改善するケースは存在するものの、それでも短期的には、改革期にあたる世代の厚生が低下する可能性があることがわかった。

## ケインズならサブプライム危機をどう解決する

神戸大学 滝川 好夫

本報告のねらいは、ケインズ(1883-1946年)が現在生きていて、政策担当者であるならば、サブプライム危機をどのように診断し、どのように処方するのだろうかを夢見たものである。ケインズ語(引用文)を味わいながら、「ケインズならサブプライム危機をどう解決する」を報告したい。いくつかの興味深い引用文を挙げておく。

① 「借手の見解と貸手の見解、いいかえれば自然利子率と市場利子率との間に、いまややや突然に、非常に広い開きが現れてきたということである。」(『貨幣論』p. 397)

② 「景気過熱は、ほとんどすべての場合、銀行組織の、避けられたはずの手遅れと不適切な行動とによるものと思われる」(『貨幣論』p. 389)

③ 「正常的企業活動から得られる、少ないが永続的な利潤よりも、瞬時の巨大な利潤のことを考え始める。比較的遠い将来の事業の安泰よりも、手ばやい金儲けのほうに気をとられるようになる。」(『貨幣改革論』p. 24)

④ 「それは幾らかの金融業者たちが、洞察力によってかあるいは以前の恐慌についての彼らの経験によって、産業界あるいは銀行界よりももう少し先を見ることによるものである。もしそうならば、(中略)『弱気』の意向の増大が金融的流通の必要額を増加させるであろう。したがって金融的流通[の必要額]が増加しようとするこの傾向が、産業的流通[の必要額]の増加に加えて、銀行組織に対して負担できないような重荷を負わせ、遂にはそれに対して、自然利率に完全に等しいだけではなく、情勢のこのような変化のもとでは多分それを超えるような利子率を賦課させるようになる可能性が強いであろう。」(『貨幣論』p. 312)

⑤ 「企業の活動が活発であるためには、二つの条件が満たされていなければならない。利潤の見込みがなくってはならないし、また企業者にとって、その企画を実行するのに十分な、資源に対する支配権を、獲得することができるのでなくてはならない。」(『貨幣論』p. 154)

⑥ 「『投機』という点についていえば、金融的貸付けの場合には、産業的貸付けの場合よりも、情報不足の無謀な借手に対して銀行がいつそう注意深くなくてはならないことは、恐らく事実であろう。」(『貨幣論』p. 364)

⑦ 「長期的にみると、われわれはみな死んでしまう。嵐の最中であって、経済学者に言えることが、ただ、嵐が遠く過ぎ去れば波はまた静まるであろう、ということだけならば、彼らの仕事は他愛なく無用である。」(『貨幣改革論』p. 66)

⑧ 「債権債務関係の束縛から自分の手足を解き放つことができないかぎり、われわれには決してふたたび体を動かすこともできないだろう。いたる所で借金証書を焼くたき火(債権放棄-引用者注)が必要である。しかしながら、もしわれわれがこのたき火を、誰に対しても重大な不正が残ることのないような、規則正しく穏やかなも

のにすることができないかぎり、いったんこの火が点けられてしまうと、やがて燃えひろがってその他の多くのものを灰塵と化す大火災になってしまうにちがいない。」

(『説得論集』 p. 31)

⑨ 「資本の限界効率に悲惨な影響を及ぼした株式価格の暴落は、投機的な確信あるいは信用の状態のいずれかが弱まったことによるものであったといえよう。しかし、暴落を引き起こすにはそのいずれかが弱まることで十分であるのに、回復するためには両者がともに復活することが必要である。なぜなら、信用の弱まることは暴落をもたらすのに十分であるけれども、それが強まることは、回復にとって必要条件ではあるが、十分条件ではないからである。」(『一般理論』 p. 156)

⑩ 「中央銀行にとって、産業的流通 [の貨幣量] と金融的流通 [の貨幣量] とを別々に考察し、また別々に取り扱うことを前よりも容易にするような改革は、どのようなものであっても望ましいことである。」(『一般理論』 pp. 12-13)

## 生活経済と保険

### —今後の保険研究の方向性—

西南学院大学 小川 浩昭

近年保険と金融の融合が指摘されるように、保険と金融が密接になってきた。学問においても同様であり、保険学の重要用語である逆選択やモラルハザードが金融論・情報の経済学の用語として世間を席卷し、いまや保険学に逆輸入されている感がある。また、「リスク」が時代のキーワードとされ、保険学がリスクに関わる学問として隣接科学と密接な関係を持ってよさそうな状況にある。しかし、保険学と隣接科学との関係は相互交流によって科学的発展が指向されるというよりも、保険学が無視され、孤立しているような状況にあると思われる。わが国には伝統的保険学とでもいふべきものがあり、それが保険学の孤立をもたらしているとの批判がかつてなされたが、未だに孤立しているようである。保険教育の現状をみても、保険の研究は衰退している感がある。

本報告では、伝統的保険学の特徴を把握した上で、保険教育の現状、隣接科学の動向から保険学の厳しい状況を示し、伝統的保険学に対する批判を踏まえながら、保険学における一般性と特殊性の議論を通じて、今後の保険研究の方向性を探る。その際カギを握るのは、保険が生活経済の中でいかなる役割を果たしているかという保険の機能であり、その機能を支える原理であると考ええる。伝統的保険学のもとで形成されてきた給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則を「保険の二大原則」とし、保険原理の要を「二大原則」に求め、原理を軸にして今後の保険研究の方向性を探る。



## ナローバンクは現実的に機能するのか —セブン銀行のビジネスモデルを中心として—

城西大学 佐藤 一郎

通常、銀行は金融仲介機能と決済機能を有しているが、金融システム全体に係るリスク管理の観点から、この2つの機能を分離すべきであるという考え方がある。いわゆるナローバンク論である。

この考え方は、前記の2つの業務を兼営している現行の銀行のリスクを、金融仲介から発生するリスクと、決済から発生するリスクとに分離することにより、公的な決済システムとしての金融システムの安定性を確保しようとするものである。

このナローバンク論には、銀行がその主要機能たる信用創造機能を十分に発揮することができないこと等の理由から批判的な意見も多く、以前はあまり積極的に採り上げられることがなかった。

ところが近年では、不良債権処理で脆弱性を露呈した金融システムをいかに効果的に維持するかという観点から、再び注目が高まってきている。特に、とりわけ昨秋以降の世界的な金融システムの動揺の中では、改めてその意義を見直す意義があるものと考えられる。

ただ、このナローバンクという銀行のあり方が、仮に理論的には意味があるものとしても、実務的な観点から見た場合、このように金融仲介機能を持たない銀行が、果たしてビジネスモデルとして存在し得るのかどうかという疑問は拭いきれない。

現行の銀行業務では、収益のかなりの部分が金融仲介機能のうちの与信業務に基づくものであり、これを切り離した後の収益だけでは、経営を賄うだけの十分な利益の確保が困難であると、一般に考えられるからである。

このような問題認識の下、本報告では、このようなナローバンク型の銀行が、少なくともわが国において現実的に機能し得るのか否かについて、2001年4月に設立されたセブン銀行（当初はアイワイバンク銀行）をモデルに具体的に検証することを目的としている。

報告の構成は、以下の通りである。

まず、従来のナローバンク提案の諸類型を整理する。続いてセブン銀行の事業を概観し、同行がナローバンクに求められている要件を充足していることを確認する。その上で、なぜこのようなセブン銀行のビジネスモデルがこれまでのところ受け入れられているかについて、詳しく検討する。

最後に、果たしてセブン銀行が今後もこのようなビジネスモデルを維持することができかどうかについて、内部的・外部的要因別に検討し、併せて今後の同行の課題についても示唆する。

以上

## 地方銀行間の経営格差について

山形県立産業技術短期大学校 江良 亮  
山形県立産業技術短期大学校 関 憲治

失われた 10 年を経て、バブル経済期には 12 行であった都市銀行は 4 つのグループへと収斂した。そして、400 庫以上あった信用金庫は、その間に 300 程度へと庫数が減少している。翻って、地方銀行および第二地方銀行を行数で見ると、地方銀行については同期間において変動はないものの、第二地方銀行については 1989 年の 68 行から 2008 年の 44 行へと減少はしている。ただし、相対的に業務内容がかなり近似していると思われる地方銀行と第二地方銀行を併せてみると、都市銀行や信用金庫に比べ、大規模な再編や合併は比較的緩やかであったといえよう。

しかしながら、近年では荘内銀行(山形県)と北都銀行(秋田県)といった県域を越えた地方銀行間での資本提携が行われるなど、再編への動きが急速に加速するとするメディア報道もあり、近い将来において大きな再編が起こりうる可能性も決して否定できない段階にあると考えられる。

このような問題意識に基づき、本研究においては、地方銀行間で様々な指標を比較することにより、事業規模や収益性についての格差が、この 10 年程度の期間において、拡大傾向にあるのかを考察していきたい。なお、データは全国銀行協会の全国銀行財務諸表分析を用いる。

まずは、預金残高、貸出金残高といった事業規模を示すストック変数、そして ROA や ROE といった収益効率を示す指標について、標準偏差を求めその推移を地域別に確認する。

そして次に、確率フロンティア分析を用いて、各銀行の効率性を比較していく。確率フロンティア分析では、各銀行の効率性を相対的に 0 から 1 の指標にて評価することが可能になる。地方銀行を研究対象として含め、確率フロンティア分析を用いた既存研究としては、播磨谷(2003)や藤野(2004)などが挙げられる。それらの多くは、トランスログ型の費用関数もしくは生産関数を推定することにより、規模の経済性や範囲の経済性を考察することを主眼としている。本研究では、地方銀行の業務特性として本支店立地地域の経済特性

が大きな影響を与えているとの仮説から、確率フロンティア分析によって算出した効率率値を、一人当たり都道府県民所得、製造業比率、移出額比率、三大都市圏や政令都市ダミーといった地域経済固有要因によって、パネル・トービット分析を行い、地方銀行の効率性と地域経済の特質との関係を考察する。推定モデルの詳細及び推定結果については当日発表する予定である。

## 金融機関のマーケティング理論

### ーサービス品質の視点からー

広島大学大学院 村上 真理

我が国では、金融機関を対象としたマーケティング研究はまだ少ない。そして、その大半は、いわゆるサービス・マーケティングの立場から行われたものである。ここでは、金融業務はサービス業として捉えられるが、サービス・マーケティング自体、肝心のサービス概念が盛んに再検討されるなど流動的な要素が多く含まれる。結果として、既存研究では、金融実務に対する問題解決策の提示が不十分である。

そこで、本報告では、主に「サービス品質」に注目し、金融機関に対してどのようなマーケティング理論が有効であるかを考えた。具体的には、まず最初に、サービス・マーケティングに関する先行研究をレビューし、その理論フレームを概観した。次に、無形性や、生産と消費の同時性といったサービス財の特徴を踏まえ、また、顧客の金融行動に関するアンケート調査なども参考にしつつ、サービス・マーケティングの適用可否、その限界と可能性について検討した。そして最後に、サービス品質の視点から、現状における問題点と、今後の課題を整理したものである。

以上を通じ、金融業務をサービス業として画一的に捉えることは適切でないものの、サービス業としての性格が強い業務分野については、サービス・マーケティングによるアプローチの有効性を期待できることが明らかになった。その際、サービス品質に注目することは、単にサービスの在り方を規定するだけでなく、顧客満足の上にも繋がることの示唆を得ている。

サービス品質については、これまで測定尺度に関する実証研究が多く行われてきたが、金融サービスの特殊性を考慮したものまでは見当たらない。本報告を、消費者や顧客が金融機関のサービス品質をどのように知覚し、いかなる満足が形成されるかを考えるための契機としたい。

## 選択モデリングの比較研究

—飲料水に対する消費者選好を事例として—

Comparative Approach to Choice Modeling

—Case-Study of Consumer's Preference Analysis for Drinking Water

立教大学兼任講師 楠田 昭二

**Keyword** : 選択モデリング、選択実験、仮想評点法、コンジョイント分析

### 1. はじめに

消費者選好に関する非市場評価は大きく顕示選好と表明選好という手法に分けられる。消費者に直接的にその評価を表明してもらう表明選好法は、消費者の行動に捉われることなく心の中にある支払意志額等を直接引き出すものとして、近時、種々の新たな手法が利用されつつある。この中で選択モデリングは評価対象を属性の束としてとらえ、属性水準の違いで表現された選択肢を消費者に複数提示し、それらを比較・選択してもらった結果から評価を導くもので属性評価法とも呼ばれる。しかし評価を行う消費者個人に常に認知上の負担がかかり、消費者の限界ある認知処理能力の範囲内で評価が実施できるのか、さらには仮説バイアスを伴うということが、この選択モデリングの弱点と言われている。

本研究では、水道水の質低下への対応、あるいは健康ブームの影響もあり、消費者行動として、多くの家庭内で浄水器を設置したり、飲料用としてミネラルウォーターを購入する等急激な市場変化が見られる飲料水を事例として取り上げた。しかし、一般にはこの飲料水自体は、消費者としての関与（＝飲料水に対する関心や重要性の程度）が低い。この意味で、選択ヒューリスティックスに陥り易い商品・サービスを対象として、3つの異なる選択モデリングを用い、被験者にどこまで認知上の負担を軽くした表明選好法で非市場評価がどの程度まで可能であるか、またこれらの実験を実施する上での其々の選択モデリングの抱える課題を抽出するものである。

## 責任ある消費者の意志決定に関するデータ分析

大阪ガス株式会社 エネルギー・文化研究所 豊田 尚吾

地球環境問題をはじめとして、社会の維持可能性に対する懸念が高まっている中、欧州などで一般的な認知が高まりつつある、責任ある消費（倫理的消費）を意識し、実践する消費者の、意志決定と行動に関する構造分析を行った。

責任ある消費（倫理的消費）について、その定義を行い、アンケート調査のデータによる事実確認を行った。関心は高いにもかかわらず、実際の行動にはなかなか至っていないという問題点を発見した上で、態度形成と実際の行動の関係を、構造的に把握することの必要性を主張した。

構造的把握の方法として、既存の「計画的行動理論モデル」、「社会配慮行動の 2 段階モデル」、「社会配慮行動の二重動機モデル」を当該分野に活用することを試みた。実際にデータ収集を行い、構造方程式モデルを用いて実証分析を行った。

結果として、モデルとデータの、一定程度の適合性を確認し、責任ある消費（倫理的消費）がこのようなモデルでの分析の対象となりうることを明らかにした。また、複数の財別に、データを収集し、それを分析することで係数を得ることができたため、それらの比較を行った。各財によって、特徴が見られる一方で、極端な差異も見られないことから、責任ある消費（倫理的消費）が一つのカテゴリーとして分析対象になりうるのではないかとの結論に至った。

キーワード：消費 社会的責任

JEL 分類コード：D12,D19,Q59

## 中国各地域の金融発展と経済成長

玉川大学 古島 義雄

中国の経済発展は金融市場の発展を伴って行われている。預金や貸出の対GDP比は発展途上国としては異例ともいえるほど高い水準にある。1978年の改革開放路線が開始されるまでは、単一銀行制度(mono bank system)のもとで中央銀行と商業銀行の機能を併せ持った中国人民銀行しかなかったことを考えれば奇跡ともいえる金融市場の発展を実現してきたと評価できる。ただし、1996年(一部1998年)から2007年までのデータを使い、31省・特別市における一人当たり所得の成長率を被説明変数として、預金や貸出の省内総生産に対する比率などを説明変数とする計量分析では、これらの金融発展が各地域の経済成長に寄与しているという証拠は見出せなかった。

ただし、固定資本形成の資金調達に占める銀行貸出の対財政資金に占める割合が高いほど成長率が高く、また貸出の増加が最近では経済成長に寄与し始めているようにも見え、金融改革が成果を見せ始めているのかもしれない。したがって、今のところは経済発展の結果としての金融発展が起こっているという見方が有力であるとも思えるが、預金や貸出で見た金融市場の発展が経済成長の担保であったのは間違いない。また、この数年は預金や貸出で捉えた金融発展は停滞しているが、これは銀行市場以外の株式市場や債券市場など金融市場の発展による相対的低下であると思われる。

なお、金融以外の要因としては、資本ストックが各地域の経済成長に大きく影響しており、中国の成長が投資主導型であることを物語っている。一方、人口の増加が高い地域はむしろ一人当たりの成長率が低く、地域間の所得格差の一因となっていると考えられる。また国有企業の比率が高いほど成長率が低く、国有企業改革が引き続き求められることが裏付けられる。

## 地方自治体における消費生活センターの現状と課題

### -全国政令指定都市調査を中心に-

静岡大学 色川 卓男

本報告の課題は、国が消費者行政一元化に向けて動き出している中で、地方自治体の消費者行政がどのような現状にあり、課題をもっているのかを、実証的に検討することにある。

福田康夫首相によって、唐突に持ち出された「消費者・生活者重視の社会」構想により、消費者行政推進会議が突如設置されて、消費者庁設置に向けての具体的な検討がなされたことは記憶に新しい。その後、麻生首相に変わり、しばらく審議に入れなかったものの、現在、消費者庁設置関連法案は衆議院を通り、参議院で審議が始まっている。おそらく今年度中には消費者庁が設置されることになるであろう。

このような急激な動きの中でとりわけ地方消費者行政からみて重大なことは、消費者行政に対する地方交付税交付金の基準財政需要が今年度より倍増されたことと、今年度より3年間、地方消費者行政活性化支援基金が利用できることである。このような経済的な裏付けがある地方消費者行政支援策は、規制緩和・規制改革・構造改革の潮流の中で、縮小・廃止されてきたものであったし、これだけ大きな経済的支援は、消費者保護基本法制定後の1960年代末から1970年代初めにかけて行われた地方消費者行政に対する支援策以来40数年ぶりと位置づけられる。

ところが何をどのように支援し、充実させていくのかは、意外にもそれほどはっきりしていない。現状では国に具体的な指針があるわけではなく、また地方分権の時代であるだけに国から地方に対して上から命令することはやりづらい。そのため自治事務である地方自治体の消費者行政の充実・強化は、都道府県及び市町村の施策に任されており、活性化支援基金も手を挙げたところに配分するという方式である。

そこでここ10年あまり地方消費者行政について調査・研究をしてきたが、地方消費者行政の実態と課題を、各自治体の消費者行政施策の歴史もふまえて、これまでの調査研究以上に具体的に把握し、その中からガイドラインや先進的な試みを検討することにした。具体的には、昨年末に当研究室で行った全国17の政令指定都市を対象としたアンケート調査(A調査とする)、インタビュー及び施設調査(B調査)をもとに、実態を把握し、その課題を検討した。調査対象を、政令指定都市の消費生活センターとしたのは、政令指定都市の実態と課題を把握すれば、他の自治体に対する指針になるのではないかと考えたからである。

調査結果の詳細については、本発表時にのべるが、実態については、かなり差があり、自治体の意識や歴史的な動向が影響しているように推察できること、課題については、かなり共通していることがいえる。

## オーストラリアのインフレターゲット政策

滋賀大学大学院 吉田 篤史

本稿の目的は、オーストラリアのインフレターゲット政策の特色を明らかにすることである。

まず最初に金融政策に占めるインフレターゲット政策の地位について簡単に考察し(1節)し、次に、後述の本論に役立てるために、他のインフレターゲット政策採用国の方式を3分類し、それぞれの方式の特色を簡潔に示す(2節)。続いて、オーストラリアにおけるインフレターゲット政策導入の理由を探るために当時のインフレの状態を中心に検討を加える(3節)。さらに、オーストラリアのインフレターゲット政策のパフォーマンス(4節)とこの政策の問題点を論じ(5節)、最後に、結びとして(6節)、簡単に結論を述べたい。

オーストラリアは近年他の国々と同様な物価安定金融政策をとっているが、その中で特徴的なのがインフレターゲットである。

日本、米国、ドイツなど多くの中央銀行は物価安定を第一の責務としているが、インフレターゲット政策を採用していない。

しかしながら、インフレターゲット政策を採る中央銀行が第一に行うべきことは、インフレ目標の具体的な数値と責任を明確にすることである。

第二に、中央銀行による政府からの制度的独立によって中央銀行の意思決定に政府の思惑が入らないように金融政策を決定することが重要である。

第三に独立性を高めたからには、その政策に対して責任が発生する。その責任とは、説明責任(accountability)であり、その説明責任を果たさなければならない。特にインフレターゲットの時期を明示する事と物価安定について目標を数値化して示す事が重要な要素を占めている。なぜなら家計や企業が将来の金融変数(特に、物価水準の変化率すなわちインフレ率)の「期待」に働きかけることができるからである。その結果、中央銀行のマクロ経済政策運営能力に対する信頼が得られ、インフレ率がターゲットの数値目標内に収まる「期待」を安定化させることによりインフレターゲット政策の有効性を示すことができることになる。

1990年にニュージーランド準備銀行がインフレターゲット政策を採用してから、カナダ・スウェーデン、イギリスなどがインフレターゲット政策の採用を決め、1990年代後半から2000年代前半にかけては、発展途上国を含めて採用国が急増した。さらに欧州中央銀行(ECB)およびスイス中央銀行は、インフレターゲット政策の採用を公表していないものの、数値目標を掲げて金融政策を運営しているのでインフレターゲット政策を金融政策として採り入れている中央銀行とあまり変りがない。またインフレターゲット政策を採用していない主要国として日本や米国があげられるが、物価安定を重視している。

連邦準備制度理事会(FRB)によって物価安定が、連邦準備法加えられたのは、第



一次石油ショックを含む 1970 年代の世界的インフレ時代で金融政策の目標は、「最大雇用・物価安定・適切な長期金利の有効な促進である」。それを達成するには「生産増大のための経済の長期的な生産能力に見合った貨幣・信用集計量を維持する」ことが必要であるとし、マネーサプライ・コントロールが強調されている。

日銀が物価安定を金融政策の第一の目標にしているが、今述べたようにインフレターゲット政策を採用していない。なぜならわが国は 2 つの石油危機、特に第二次石油危機を巧みに乗り切った後、物価は安定的に推移し、多くのインフレターゲット採用国のように高いインフレに悩まされたり、欧州通貨危機・アジア通貨危機・国際流動性危機をきっかけに採用した国々のように逼迫した状況に陥らなかったことが理由としてあげられるであろう。

## 中小企業における男女雇用均等施策と両立支援施策

### 一両施策の指標化と企業業績への効果に関する推計選択モデリングの比較研究

—

名古屋市立大学 木村 牧郎

名古屋市立大学 森田 陽子

女性就労を支援するための企業施策として、ワーク・ライフ・バランス施策やファミリー・フレンドリー施策、女性の就労支援を目的とする男女均等施策などがあり、近年はこれらの施策が企業業績に良好な影響を及ぼすかどうかについての実証研究が試みられている。ただし、その分析対象を中小企業にまで広げた研究は少なく、現状では大阪の中小企業を対象とした脇坂氏の研究のみが本格的な試みであるといえる。本報告のねらいは、愛知県における中小企業データを利用してこれらの施策が企業業績に与える影響について分析し、大阪における実証結果との比較を試みることである。

均等・ファミフレ施策の充実度を指標化した変数を用いた推計を行ったところ、これらの施策の充実度は正社員登用や人材育成といった人事労務施策、あるいは経営方針、人事戦略、従業員の年齢構成などの要因によって影響を受けること、均等・ファミフレ施策が充実している企業ほど業績が伸びている可能性があることが明らかとなり、大阪における実証分析と同様の結果が得られた。さらに、従業員の年齢構成が比較的若い企業では均等・ファミフレ施策が充実しているのと同時に、企業業績が伸びている傾向がみられた。従業員の年齢構成が均等・ファミフレ施策と企業業績の双方に影響を及ぼす「真の要因」である可能性がある。

## 高齢者雇用政策の変遷と現状に関する一考察

九州産業大学 萱沼 美香

### 1. 研究の目的

現在の日本は65歳人口が人口の20%を超え、5人に1人が高齢者、10人に1人が後期高齢者という超高齢化の時代に突入している。さらに、今後の日本社会は総人口が減少過程に入る一方、高齢者が増加することによりさらに高齢化は進展していくと推測されている。このような人口構造の変化は、日本の経済社会状況に大きな影響を与える。

従来型の社会システムは、労働生産性の向上と人口増加を背景とした経済成長を前提とし、システムを構築してきたが、今後は生産年齢人口の減少、高齢人口の拡大という人口構造の変化を踏まえた新たな社会システムを構想していく必要が求められる。そこで、今後、日本社会において人口比率が増加する多様な経験を持つ高齢者の人的資本に着目し、その資力を労働市場においても十分に社会に活用していくことが、今後の日本社会および高齢者自身にとって有意義であると考えられる。

本報告は、このような視点から、今後の日本社会に適した高齢者就労対策についてこれまでの高齢者雇用政策の変遷から考察することを目的とする。

### 2. 人口高齢化と高齢者の生活

本稿では、まず、日本の高齢化の現状と高齢者の実態を分析することで、今後の日本社会における高齢者就労の必要性について考察を行なう。

日本の人口高齢化の進展は、他国に類を見ないくらい急速に進んでおり、今後は総人口が減少過程に入る一方、高齢者が増加することにより高齢化は進展していくと推測している。また、今後、生産年齢人口の動向や労働力人口も減少が見込まれるなか、労働力人口にしめる60歳以上の割合は徐々に高まり、2030年には労働者の5人に1人が60歳以上となる見通しである。また、日本の高齢者は健康意識が高く、就業意欲も高水準である。ところが、60歳以上の高年齢者の失業率や潜在的失業率は全年齢平均を大きく上回っていることから十分な就業機会が確保されておらず、高齢者の労働力が活用されていない。

高齢者の経済生活の現状をみると、その収入で最も大きな割合を占めるのが公的年金等(約7割)で、ついで稼働所得(約2割)となる。現在の年金改革の動向を考えると、高齢期の収入における公的年金の担う役割の重要さは変わらずとも、より豊かな生活を確保するには高齢期においても多様な収入源を持つことが必要となる。また、健やかで活力ある高齢期を過ごすには安定した経済的生活の保障のほかに、生活にハリをもたらす生きがいを持つことが重要であり、その一つの方策として高齢者の社会的活動を促進することがあげられる。社会的活動には多様な形態が考えられるが、日本の高齢者の就労の実態として、就業に生きがいを感じているとする高齢者は約3割と多く、年齢が高くなるに従いその比率は高まる。このことから、就業を通じた社会参加は高齢者個人にとっても有益であるといえる。

### 3. 高齢者雇用政策の変遷

日本の労働政策において、高齢者に対する雇用政策が本格的に取り組み始められるのは1970年代に入ってからといえる。

戦後直後から1950年代半ばまでは戦争による経済被害や復員者により若年層においても労働力が過剰となっており、高齢者に限るような失業対策はとられなかった。

その後、急速に経済が成長する中、1960年代になると若年労働者に対する需要は拡大する一方、中高年者の再就職は困難な状況が生じる。そこで、中高年求職者に対する求人開拓を含めた職業紹介の強化や職業安定法改正による就職支援が始まる。1970年代前半では若年層は「金の卵」などと呼ばれ、重宝された一方、50歳以上の高齢者に対する求人は以前低水準のままであった。この頃の日本は高度経済成長により人々の生活水準が向上する一方、高齢化率が7%を超え高齢化が進行していくなかで、高齢者の生活のありようが活発に議論されるようになり、高齢者就労対策についても促進する方向性が示された。その後、日本社会はその時々々の経済状況により労働市場の需給バランスに変化が見られたが、高年齢者の労働力については依然過多の状況が続いた。このような状況を改善するため、定年年齢の引き上げや退職後の労働条件の改善、企業側への助成金制度の創設、高年齢者雇用率制度の導入、シルバー人材センター育成・援助事業の実施など様々な方策がとられることとなる。そして、2000年を前に65歳定年制の普及が求められるようになり、2000年代に入ると65歳までの継続雇用を推進するための取り組みがなされている。

#### 4. 高齢者雇用政策の効果

日本の高齢者雇用政策は1960年代より実施されているが、当初から現在まで高齢者の雇用機会の確保は十分に行なわれているとはいえない状況が続いている。そこで、これまでの雇用政策において、その効果はどのようなものであったか、高年齢者の就業実態や企業の高年齢者の雇用情勢、シルバー・人材センターでの就労状況、助成金の活用状況などについて考察を行なう。また、企業が高齢者を雇用しない要因や高齢者が就労できない要因についても明らかにし、今後の高齢者就労対策の方向を示す。

## 妻の就業と夫婦の時間配分に関する分析

三重大学 水落 正明  
お茶の水女子大学 永瀬 伸子

ワーク・ライフ・バランス（WLB）を議論するうえで、夫婦の時間調整がどのように行われているか明らかにしておく必要がある。特に、労働時間（通勤時間含む）が自身および配偶者の時間配分（家事・余暇時間）に与える影響は重要である。

この点について、いくつか先行研究があるが、必ずしも一致した結果が得られているわけではない。そこで本稿では、「社会生活基本調査」（総務省）の平成 13 年および平成 18 年の個票データを用いて実証分析を行った。

分析対象は、夫が正規就業しており、夫婦ともに 59 歳以下の世帯の平日の生活時間である。これらの世帯を、妻の就業状態によって妻正規世帯、妻非正規世帯、妻無業世帯に分けて推定を行った。

自身の労働時間が増えた場合、家事時間および余暇時間が減少するという関係は、調査年、世帯区分、夫妻の別によらず、共通して得られている結果である。

配偶者の労働時間が増えた場合、家事を代替するために、おおむね家事時間は増加するという結果が得られた。その一方で、余暇時間はほとんど変化しないという夫婦の時間配分行動も観察された。ただし、調査年および世帯区分、夫妻の別によって結果が異なる場合もあり、夫婦間の時間調整の変化や非対称性などがうかがわれた。

## 台湾における日本の地域ブランドの有効性

### —バイヤー調査からの接近—

小樽商科大学大学院 沈 潔如

現在、日本において地域ブランドは実務家や研究者の注目を集めている。地域ブランドに関する議論は「商品としてのブランド」と「地域そのもののブランド」に大別されて行われている。商品としての地域ブランドは、顧客を地元と呼び込むような「観光ブランド」や地元の農・水・畜産品や加工品を地域外に輸出するような「商品ブランド」といった形で推進されている。本研究は、様々な地域ブランドの中で、地元の商品を地域外に輸出する「商品としてのブランド」に焦点を当てて議論を展開する。

地域ブランドを国内の各地に売り出す場合、直接に消費者に販売することは可能である。一方、その輸出先は海外であれば、(現状では)流通や法的などの問題でバイヤー(商品仕入れの担当者)を通さなければならない。しかし、地域ブランドに関する研究が進まれている中、海外バイヤーを焦点に当てる研究はほとんど見当たらない。そこで、本研究の目的は台湾バイヤーが日本の地域ブランド(北海道ブランド)を仕入れる意向とプロモーションする協力意向に影響を与える促進要因と阻害要因を探ることである。

本研究の調査期間は 2009 年 5 月 4 日～27 日で、調査対象は食品を取り扱う輸入会社、卸売会社と小売会社の、北海道ブランドに興味を示したバイヤー(約 180 名)である。調査方法は面接調査で、主な質問項目は①仕入れと販促意向への影響要因に関する質問(5 点尺度)、②個人属性や所属企業に関する質問、③北海道に対する認識に関する質問、④北海道ブランドの仕入れルートとその販売先に関する質問である。調査結果に関して分析の流れは、まず基本統計によってデータの全体像を確認する。つづいて、個人属性等の質問項目と有効性のクロス集計を行い、属性等と地域ブランドの仕入れと販促意向との関連性を把握する。最後に、相関分析、因子分析およびパス解析を行い、地域ブランドの仕入れと販促意向の影響要因を確認する。

## サザエさんの視聴率と株価のパズル

○滋賀大学	中野 桂
滋賀大学	北方 秀典
滋賀大学	下田 容子
滋賀大学	宮城 保宏

『サザエさん』と株価の関係—行動ファイナンス入門—(吉野貴晶著、新潮新書、2006年)では、2003年から2005年までの2年間の「サザエさん」視聴率(26週移動平均)と株式市場(TOPIX、26週移動平均)の関係を調べ、相関係数 $-0.86$ という強い負の相関関係を見出したことが紹介されている。この関係を説明する仮説として、サザエさんの視聴率が日曜日夕方の在宅率の代理変数であり、景気が良いと外食などに出かけて、在宅率が下がるという仮説が示されている。

そこでわれわれはまず、独自に入手したデータで吉野の結果を再現できるかどうかを検証し、さらに吉野の調査期間より長期にわたって同様の結果が出るのかどうかを調査した。その結果、2001年から2005年の期間では吉野の結果は再現できたものの、それ以外の期間(1989-2001, 2005-2006)や全期間(1989-2006)ではむしろ逆に正の相関があることが示された。

一方、サザエさんの視聴率が日曜日夕方の在宅率の代理変数であるという仮説については、外食に関する様々統計を検証したが、支持する結果は得られなかった。

そこでさらに詳細に分析を進めると、「サザエさん」の視聴率と株価(日経平均)の間には2年のラグを想定すると極めて強い正の相関が一株価が高いと2年後のサザエさんの視聴率が高い—存在することを発見した。すなわち、景気の遅行指数としての特徴をサザエさんの視聴率は持っていることが分かった。そこで、さらに、コールレートや雇用統計(雇用者数前年比)などとの関係も見ると、株価 $\Rightarrow$ コールレート $\Rightarrow$ 雇用 $\Rightarrow$ サザエさんの視聴率との間にも正の相関が存在し、それぞれが一定のラグを持って推移していることが分かった。

現在までのところ、株価とサザエさんの視聴率との間に何らかの因果関係があるのか(あるいはないのか)、そしてあるとするならばどのようなロジックがそこに存在するのかなどについての答えは出ていない。本報告の目的は、このサザエさんの視聴率と株価の関係をひとつのパズルとして、広く学会に問題提起をすることにある。

※ ○印の会員が報告します。

## A Pragmatic Response on International Monetary Fund Quota and Credit limit is favorable?

(出資割当額と信用供与額に関する IMF の対応は好ましいか?)

大阪大学 宮越 龍義

### Abstract :

Each member's quota cannot determine the amount it can borrow by the IMF's pragmatic response. Which pragmatic response of IMF on each member's quota and credit limit is favorable?

We can show two pragmatic responses which produce the Pareto-improvement, compared with the IMF rule.

The first one is a pragmatic response mandated by the IMF and the second one is the trade of credit limit in the market, both of which indicate that the additional credit limit over the IMF rule should be positive (negative) for country  $i$  which investment return is larger (less) than the average investment return over the countries.

※研究報告は日本語で行います。



**Foreign Direct Investment, Education Subsidies and Economic Growth:  
The Numerical Analysis of Two Provincial Macroeconomics in China**

(FDI, 教育補助と経済成長：中国 2 省におけるマクロ経済の数値分析)

名古屋大学大学院 進藤 優子

Abstract :

This paper examines the impact of education subsidies on human capital accumulation/GDP growth in two Chinese provinces, Jiangsu and Liaoning, by simulating the economies in a six-period overlapping generations model in which individuals decide their length of education. First, we estimate the long-run growth rates, that is, the steady growth paths of the provincial economies based on current education subsidies and foreign direct investment (FDI). Second, when the provincial governments change education subsidies, we examine their effects on human capital accumulation/GDP growth. We obtain two results. The first result is that because greater government subsidies in education make individuals increase absorptive capacity for foreign technology, both provinces achieve higher economic growth. Second, because Jiangsu achieves higher economic growth than Liaoning with a more educated workforce, a nationwide uniform policy does not reduce inequality.

※研究報告は日本語で行います。